

# 基山町農業委員会会議録

令和3年11月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

第18号議案	農地法第3条の規定による許可申請	4件
第19号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	3件
報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第24号	農地法第5条第1第7項の規定による通知受理報告	1件
報告第25号	使用貸借による解約通知受理報告	3件
その他(1)	農地法第2条第1項に規定する農地に該当する申出	1件
その他(2)	農業振興地域整備計画の変更について	6件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

## 令和3年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和3年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号 1番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が23,358㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、6区丸林集落センター南側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われそうです。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

## 議 長

議案第18号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第18号2番について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 議案第18号 2番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が35,686㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、平林ため池西側付近の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 1番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われまます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案2番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案2番について許

可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

議案第18号2番は、全員一致で許可します。

次に、議案第18号3番について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 議案第18号 3番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が10,290㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、4区辻集落付近の圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 6番委員

農業機械も所持され問題ないと思われそうです。

### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案3番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

議案第18号3番は、全員一致で許可します。

次に、議案第18号4番について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 議案第18号 4番朗読

この件につきましては譲受人が所有権移転を申請するものです。移転後も田畑として利用されます。

移転後の管理は引き続き所有者の息子が行います。

管理者の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地は4,329㎡となっており、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、3区向平原集落付近の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 園部推進委員

当該地は将来開発が入ると聞いている。複雑な事情により土地を譲渡するが、譲受人は福岡市在住ですが、農地を適正に管理できるのですか。

農地の適切な管理を要望します。開発があるので権利移転することを農業委員会として判断するのは、農業振興の観点からすると違うのではないか。

地域の農業の振興の妨げにならないようにしてほしい。

## 3番委員

現在農地の管理、耕作は誰がしていますか。また、譲受人は田を管理できるのか。

## 事務局

現在、農地の管理は所有者の息子さんが管理しています。引き続き息子さんが管理されます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第18号4番について許可したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第18号4番は、全員一致で許可します。

次に、議案第19号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

**事務局 議案第19号1番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。

期間は6年です。賃借料は1筆当たり1,300円です。場所は、第7区野口集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**9番委員**

問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第19号1番について計画決定したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第19号1番は、全員一致で決定します。

次に、議案第19号2番と3番については再設定ですので朗読は書略します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 議案第19号 2番と3番**

2番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、1区

鈴町集落付近にある圃場です。

3番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区才の上集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**1 1 番委員**

期間満了に伴う再設定により、問題ないと思われます。

**4 番委員**

期間満了に伴う再設定により、問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第19号2番と3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

議案第19号2番と3番について、全員一致で決定します。

次に、報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局 報告第23号朗読**

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和3年10月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は1区金丸集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第23号を終わります。

次に、報告第24号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用につい

て届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第24号**

報告第24号につきましては、申請人の市街化区域にある農地を自己用住宅に転用するものです。

令和3年10月21日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、南田ため池南側付近にある圃場です。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第24号を終わります。

次に、報告第25号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第25号1番**

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年10月21日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第25号1番を終わります。

次に、報告第25号2番について使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第25号2番**

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年10月25日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第25号2番を終わります。

次に、報告第25号3番について使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第25号3番**

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年10月21日



付けで受理通知書を送付しております。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないよう  
ですので、報告第25号3番を終わります。

次に、その他（1）農地法第2条第1項に規定する農地に該当する農地判断  
について報告します。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 その他（1）朗読

この件につきましては、土地の所有者から課税地目が宅地になっているが、  
現在耕作しているため、現況を調査し、農地と判断してよいか問うものです。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がない  
ようですので、その他（1）を終わります。

次に、その他（2）農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から  
説明をお願いします。

#### 事務局 その他（2）1番 朗読

この件につきましては、資材置き場建設のため、当該農地を農振農用地域か  
ら除外するものです。申請農地面積は1,026㎡です。この計画変更について農業  
委員の意見を求めます。場所は、6区八辺集落にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。  
意見がないようですので、問題ない旨、意見書を提出します。

次に、その他（2）2番について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 その他（2）2番 朗読

この件につきましては、宅地分譲のため、当該農地を農振農用地域から除外  
するものです。申請農地面積は7,080㎡です。この計画変更について農業委員の  
意見を求めます。場所は、1区夜水集落にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 園部推進委員

当該地区集落への説明もあっておらず、集落としての意見の集約もできていない。

宅地開発により農地が虫食い状態になり今後の周辺農地の営農に影響が出るのではないか。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら、集落住民への周知及び意向確認が必要なこと。周辺農地の営農環境を悪化させないことを委員の意見として提出します。

次に、その他（２）３番について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 その他（２）３番 朗読

この件につきましては、宅地分譲のため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は14,451㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、３区塚原集落にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、問題ない旨、意見書を提出します。

次に、その他（２）４番について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 その他（２）４番 朗読

この件につきましては、農家住宅建設のため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は815㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、７区奈良田集落にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、問題ない旨、意見書を提出します。

次に、その他（２）５番について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 その他（２）５番 朗読

この件につきましては、宅地分譲のため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は21,869㎡です。この計画変更について農業委員

の意見を求めます。場所は、6区倉野集落にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

他に意見はありませんか。意見がないようですので、問題ない旨、意見書を提出します。

次に、その他(2)6番について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 その他(2)6番 朗読

この件につきましては、物流倉庫建設のため、当該農地を農振農用地域から除外するものです。申請農地面積は96,292㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、7区野口集落にある圃場です。

#### 全農業委員

農業経営基盤強化促進法での規定による賃貸者、使用貸借についての契約はされていないのか。

農地から住宅へ農振除外され開発されるようですが、近くには農地がありますので、これからも営農がしやすいような内容を取り入れてほしい。

#### 事務局

農業委員会でも出ました意見を進達したいと思います。

#### 議 長

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和3年11月2日

署名人

議 長

委 員

委 員